

オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会庄内地域部会 「庄内若者定着促進会議」設置要領

(目的)

第1条 少子高齢化、人口減少が加速する中、労働力を確保し、地域の維持発展に不可欠な若者の定着を促進するため、産・学・官・金・労・言の各界が、危機感を共有しながら意思疎通を図り、人材の定着・回帰を促進する施策の検討を行う「庄内若者定着促進会議」（以下、「会議」という。）を設置する。なお、この会議は、オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会の地域部会を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庄内地域における若者の定着促進に資すること。
- (2) その他、第1条の目的達成のために必要なこと。

(構成団体等)

第3条 会議を構成する団体（以下「構成団体」という。）は、別表のとおりとする。

(座長)

第4条 会議の座長は、山形県庄内総合支庁長とする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて開催することとし、座長は、必要があると認められるときは、構成団体以外の団体に対し、会議への出席または意見の聴取を求めることができる。

(ワーキングチームの設置)

第6条 座長は、会議で情報共有された管内固有の課題の対応策を検討するため、会議の下にワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、山形県庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 この要領は、平成30年7月12日から施行する。